

秋田県環境審議会自然環境部会 議事録

1 日 時 平成28年7月29日(金) 13:30から15:30まで

2 会 場 秋田地方総合庁舎502会議室

3 出席者 委 員 7名中7名出席

青木委員、小笠原委員、佐々木委員、関口委員、露崎委員、福井委員、
藤原委員

秋田県

田中生活環境部長、高橋生活環境部次長、高田自然保護課長、小松主幹
(兼) 班長、原田主幹(兼) 班長、阿部副主幹、泉山専門員、上田主査、
小林主査、歩仁内主査

4 開催結果等

(1) 会議の成立について

委員7名中、7名出席となり、過半数の出席を得ましたので、秋田県環境基本条例第
32条第5項において準用する第31条第3項の規定により、会議が成立しました。

(2) 議事録署名委員について

議事録署名委員として、青木委員、佐々木委員が指名されました。

(3) 議事等について

諮問事項

諮問第5号の「きみまち阪県立自然公園に係る公園事業の決定」、諮問第6号の「第
11次鳥獣保護管理事業計画の変更」、及び諮問第7号の「鳥獣保護区の更新及び鳥
獣保護区特別保護地区の指定」について、県が説明し、質疑応答後、適当であると決
定され、その旨を答申することとしました。

各事項の詳細については、5 議事概要をご覧ください。

5 議事概要

(1) 諮問第5号 きみまち阪県立自然公園に係る公園事業の決定について

- 委員 事業計画に記載されている、尾根筋の道と取付の道の2本の他に、大きく2本の複雑な道があるがそちらはどのようなのか。
- 県 自然公園計画上に記載されていない登山道であり、現地を確認したところ廃道に近い状態で、今後、能代市としても整備する予定はないとのことであったことから、今回の公園事業の中で実施は考えていない。
- 委員 階段工31mとあるが、どこを行うのか。
- 県 資料12ページの蓑倉展望台の近くで行う。
- 委員 登山口⑧から蓑倉展望台までのルートがメインルートになっているがこのルートは整備しないのか。
- 県 しない。
- 委員 能代市が引き続き管理していくという理解でいいのか。
- 県 能代市が引き続き管理する。
- 委員 登山口④からのルートがかなり荒廃していると認識しているが、廃道というか維持管理をしていないのか。
- 県 維持管理をしていないのは、登山口②、③からのルートで近々刈り払いなどを実施する予定が無いとのことだった。
- 委員 烏帽子倉に崖地があってハヤブサが営巣していたと記憶していたがどうか。
- 県 整備する場合には、生息する鳥類に注意して行っていく。
- 委員 既存の設備を改修するということか。
- 県 そうである。
- 委員 地元の森林管理署と打ち合わせしながらやっていただきたい。

委員 ということもあり、平成28年度の休猟区指定を取りやめたということか。

県 そうである。

委員 休猟区の制度はまだあるのか。

県 全国的に休猟区の指定は少なくなってきたが、制度的にはまだある。

委員 休猟区のメリットはあまりないと感じているがどうか。

県 第12次鳥獣保護管理事業計画において休猟区の見直しを考えており、この後の報告事項の中で説明したい。

委員 現実問題として、休猟区の指定を取りやめる2か所は、事故現場からかなり距離が離れており、同じ個体が挙動できる距離ではない。休猟区指定の取りやめは住民感情をおもんばかった措置であり、事故があった時については、別途方策を立てるということで良いか。

県 そうということである。

委員 県猟友会としても、秋田県内の休猟区は今後、全廃していただきたい旨を要望しているところである。

(3) 諮問第7号 鳥獣保護区の更新及び鳥獣保護区特別保護地区の指定について

委員 事前送付資料では反対意見が2つあったが、当日配付資料では全部賛成となっている。その理由と国有林からの意見は聞き終わっているのかどうかを伺いたい。

県 反対意見を出された方たちの元へ出向いて、説明会を行ったところ賛成していただいたことから当日配付資料では賛成に修正している。

国有林の承諾については、諮問と平行して森林管理署と森林管理局から意見を伺う手続きを進めている。

委員 鳥獣保護区と鳥獣保護区特別保護地区の違いはなにか。

県 鳥獣保護区では届けで済む、木を伐採するなどの行為が、鳥獣保護区特別保護地区では、許可が必要となることなどが大きな違いとなる。

委員 鳥獣保護区の中で自然性が高いところ、希少な動物が生息しているところを部分的に選んで鳥獣保護区特別保護地区としている。絶対値ではなく、その地域の中で相対的に保護の度合いが高いと判断したところを許可制の鳥獣保護区特別保護地区としているという理解で良いと思う。

委員 生息鳥獣類の調査は、近々ではいつ行ったのか。

県 平成27年度に白瀑鳥獣保護区、西目鳥獣保護区で調査を行った。

委員 制札が0本の所が1か所あるがどういうことか。

県 非常に腐敗が進んでいるため、今年度の指定後に新しくする予定である。

委員 ホンドタヌキとタヌキなど、生息鳥獣類の表記が混在しているので、種か亜種に記載を統一するべきではないか。

また、P54の鳥獣保護区の指定目的で、トビを代表的な鳥類と記載しているが、先ほどの説明では、イヌワシの生息が確認されており、不適切ではないか。

委員 同じような植物相の記載において、P20では「スギ、落葉広葉樹林」、P44では「スギ人工林が主体で、周辺にはコナラ等の落葉広葉樹林が広がっている。」と異なる表現をしている。表現を統一するべきではないか。

また、P14の植物相の概要での「有機的な林相」の表現や、P88の動物相の概要での「里山を中心とした鳥獣が生息している」などの表現が不適切と思われるで見直しするべきではないか。

県 全体を再度点検し、表現を見直しするなどの訂正を行う。

(4) 第12次鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画について

委員 野生鳥獣保護管理対策検討委員会が重要な役割を担っているようであるが、どのような方が委員となっているのか。

県 早稲田大学の教授、秋田県立大学の准教授、森林総合研究所の室長、くまくま園の獣医師、秋田県農業協同組合中央会の副会長や本自然環境部会委員でもある秋田県猟友会の会長などが委員となっている。

委員 この計画を5か年の間で議論するということか。

- 県 平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5か年の期間の計画の内容を議論していただくことになる。この後、8月9日に第1回目の野生鳥獣保護管理対策検討委員会を開催する。12月にパブリックコメントを行い、1月の第2回野生鳥獣保護管理対策検討委員会でパブリックコメント後の計画案を検討していただき、3月の自然環境部会への諮問に繋げていきたい。
- 委員 部会長である私には、どのような形で説明があるのか。
- 県 3月上旬に自然環境部会を開催するので、その際に説明をする。
- 委員 その前に、説明していただきたい。
- 県 1月に野生鳥獣保護管理対策検討委員会を開催して計画原案ができた段階で、計画原案をお送りするので確認していただきたい。
公式には、3月に開催する2回目の自然環境部会へ諮問し、答申を頂いた後に計画が決定となる。
- 委員 法律的にはそれで良いと思うが、今年のクマの人身事故を受けて秋田県の鳥獣保護管理事業計画が注目されることになるであろうから、検討委員会を2回開催して終わるということではなく、開催時期はこだわらずに開催回数を増やすなどすべきではないか。自然環境部会の委員にも適宜、情報は伝えるべきと考える。
また、第二種特定鳥獣管理計画は、第二次特定鳥獣管理計画ではないか。
- 県 平成27年5月に法律が改正になり、希少な鳥獣が第一種、増えすぎて困る鳥獣が第二種となった。今のところそれほど生息していないが、農林業被害を防ぐために、ニホンジカとイノシシの第二種特定鳥獣管理計画をつくり、数をコントロールしたいと考えている。
- 委員 休猟区の取扱いだが、狩猟者の減少等を考えれば初期の設置目的は達したと思うので、廃止はやぶさかではないが、問題は単純に休猟区を止めていくのかということ。ゾーニングを意識して、里山に近い休猟区は事故防止につながる所以で止めてかまわないが、奥山に設定されている休猟区については、単純に止めるのではなく、必要性のある重要な休猟区で鳥獣保護区と隣接しているところは、鳥獣保護区の拡大を検討していく価値はあると思うので単純に廃止とはしないでいただきたい。
- 委員 狩猟者の一人として、休猟区は全廃でかまわないと思うが、法律のことも考えながら県で検討いただきたい。

県 今年度に、野生鳥獣保護管理対策検討委員会を2回、自然環境部会を2回開催し、検討していただくことを予定していたが、クマの人身被害のこともあるので開催回数を見直していきたい。

委員 5か年の計画を今年度中につくらなければいけない理由が分からないが。

県 現行の計画が平成29年3月31日で終了するので、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5か年の計画を県が責任をもってつけないといけないためである。

委員 5か年の計画をつかったとして、実行可能なのか。

委員 計画がないと県は白紙で、鳥獣保護行政を行わなければならなくなる。今年度中に基本的な計画をつくり、例えば、実施計画の中で、年度毎のクマの捕獲数など決めるようにすればいいということか。

県 野生鳥獣保護管理対策検討委員会は毎年度3月に開催し、クマの生息調査結果に基づいてクマの推定生息数を算出して、翌年度の捕獲上限数や個体数調整数などを算定している。鳥獣保護管理事業計画を策定して終わりではなく、毎年度、専門家の方の意見を聞きながら被害状況に対応していくので御理解いただきたい。

委員 P4に高速道路とあるが、自動車専用道路の表記の方がふさわしいのではないか。

県 確認し、修正する。

(5) 鹿角市十和田大湯で発生したツキノワグマによる被害について

委員 県外の方が被害に遭ったとのことだが、他県では秋田の方が被害に遭っている。県警が対応に苦慮しているのが実情のようだ。

県 岩手県で秋田の方が被害に遭った事例がある。今回、県境付近で事故が起きていることから、青森、岩手、山形、宮城県並びに市町村、森林管理署と連携し、迅速に対応できるようにしていきたい。

委員 秋の事故が懸念されるが、対策について考えていることはあるか。

県 春のタケノコはクマも人も食べるが、秋のキノコはタケノコほどではないと

考えており、事故が多発するとは考えていない。しかし、山に行く機会は増えると思われるので、本自然環境部会や野生鳥獣保護管理対策検討委員会の委員の方々の意見を伺いながら早めに対策を策定して実行していきたい。

委員 クマが里山に下りてこないか。

県 環境省が平成19年3月に策定したクマ類出没対応マニュアルでは、夏場、秋口にクマのエサが無い場合に果樹や放任残渣、鶏のエサを食べるクマが多くなるとある。キャンプ場での食べ残しの放置もクマを里山に引きつける要因となるので、生活環境部としては、農林水産部と連携してクマを里山に寄せ付けない対策を考えてまいりたい。

委員 果樹の堆肥を作るときに粉糠をまぜて熟成させるが、それにクマが寄ってくるので対策の一つに追加した方が良いと思う。

県 分かりました。